

第二浄水場汚泥運搬業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、第二浄水場汚泥運搬業務委託に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、第二浄水場に保管している汚泥を積込み、搬入場所まで運搬するものである。なお汚泥は、産業廃棄物に該当するものである。

(搬出、搬入場所)

第3条 業務の履行場所は次のとおりとする。

- (1) 搬出場所
第二浄水場 北上市相去町谷木地内
- (2) 搬入場所
大船渡市赤崎町

(業務の内容)

第4条 業務の内容は次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は業務にかかる業務実施計画書を作成し、契約締結の日から14日以内に発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、第3条(1)に掲げる搬出場所から汚泥を積込み、第3条(2)に掲げる搬入場所に運搬するものとする。
- (3) 委託期間内における汚泥の予定運搬量は次のとおりとする。ただし、運搬量は、工業用水道施設の運転状況により増減することがある。
予定運搬量・・・150 t
- (4) 運搬量は、第3条(2)に掲げる搬入場所の業者が保有する計量器による計量値とし、計量値は小数点以下第2位までとする。
- (5) 受注者は、各月の業務を完了したときは、下記報告書を速やかに提出すること。
 - ア 業務完了報告書
 - イ 汚泥運搬量報告書（計量伝票の写しを添付のこと）
 - ウ 業務写真（運搬1台ごとに積込状況、積込完了、搬入場所での荷降ろし状況のほか、ホイールローダの清掃状況等）

(業務上の留意事項)

第5条 業務委託の実施は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）並びに関係法令に基づき廃棄物を適正に運搬しなければならない。
- (2) 受注者は、この契約締結後、遅滞なくこの業務につく監督官庁の許可証の写しを発注者に提出しなければならない。後日、許可事項を変更した場合も同様とする。
- (3) 運搬車両は、第5条(2)の許可証に記載された、産業廃棄物「汚泥」の収集運搬が可

能な車両を使用しなければならない。

- (4) 受注者は、業務の実施に必要な器材等にかかる経費をすべて負担するものとする。
- (5) 発注者は、第4条(1)の業務実施計画書の提出があった場合は、遅滞なくこれを審査し、不適当と認められる場合は、受注者と協議するものとする。
- (6) 業務に使用するホイールローダは貸与とする。受注者は、貸与前と返却時に発注者とともに業務場所にてホイールローダの状態を確認し、機械機能現況確認書を提出すること。また、作業に伴う給油は受注者が行うこととし、燃料費は契約に含む。なお、貸与するホイールローダの各部寸法は別紙のとおりである。
- (7) 汚泥保管場所の四隅部分は、ホイールローダの作業範囲から外れるため、人力によるバケットへの積込補助とする。
- (8) 搬出頻度は、おおむね1月に1回とする。
- (9) 搬出予定日は発注者と協議するものとする。
- (10) 汚泥搬出にあたり、汚泥に繁茂した草木は別途発注の除草業務受注者が行うものとするが、汚泥内部にゴミ等を発見した場合は取り除いたうえで搬出すること。
- (11) ホイールローダの車輪及びバケットに付着した汚泥は、1日の作業が終了するごとに取り除くものとする。
- (12) ホイールローダの燃料は、作業終了日ごとに必ず満タン給油とすること。

(産業廃棄物処理票)

第6条 廃棄物の管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以降「情報処理センター」という。)を使用することを標準とする。ただし、排出者及び運搬者の状況により情報処理センターの使用が不可能である場合には同法第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を使用するものとする。

(汚泥の処分)

第7条 汚泥の処分は、発注者が別途契約した者が処分するものとする。

(業務実施計画書)

第8条 受注者は業務にかかる業務実施計画書を作成し、契約締結の日から14日以内に発注者に提出するものとする。なお、業務実施計画書に記載する事項は次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表
- (3) 安全管理
- (4) 施工方法
- (5) 施工管理計画
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 担当者の職、氏名
- (8) その他必要と思われる事項

(委託料の算定)

第9条 委託料の算定は次のとおりとする。

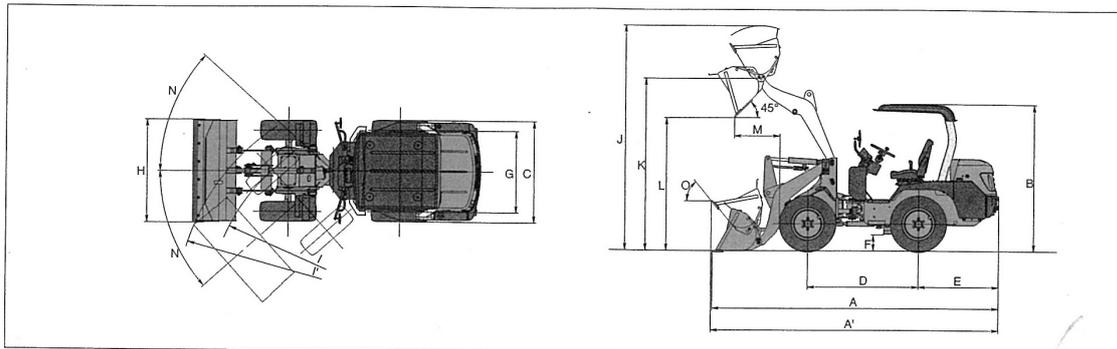
- (1) 委託料は、第4条(4)による運搬量に委託料単価を乗じて算定するものとする。
- (2) 委託料の算定において、算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第10条 この特記仕様書に記載されていない事項又は疑義のある場合は監督職員に協議するものとする。

別紙 ホイールローダ寸法表

■寸法図



		寸法等
フロント ATT	リフトアーム	標準
	エッジ	ストックパイル
	取付方式	BOC
	バケット容量	0.46m ³
	積載物比重	1.6
A	全長 (バケット地上時)	4,435mm
A'	全長 (走行時)	4,435mm
B	全高 (バケット地上時)	2,085mm
C	車体幅	1,505mm
D	ホイールベース	1,780mm
E	オーバーハング	1,040mm
F	最低地上高	255mm
G	トレッド	1,180mm
H	バケット全幅	1,570mm
I	最小回転半径 (最外輪中心)	3,040mm
I'	最小回転半径 (バケット最外側部)	3,615mm
J	作業時全高	3,420mm
K	バケットヒンジピン高さ	2,685mm
L	ダンピングクリアランス	2,105mm
M	ダンピングリーチ	865mm
N	車体屈折角 (左右)	41度
O	バケット後傾角	53度

令和 年 月 日

県南施設管理所長 殿

受注者

汚泥運搬量報告書

令和 年 月分の第二浄水場の汚泥運搬量を次のとおり報告します。

汚泥運搬年月日	汚 泥 運 搬 量	備 考
	t	
	t	
	t	
	t	
	合計 t	

※汚泥運搬日ごとに記入することとする。

請求金額の算出

委託料単価（税込） × 汚泥運搬量 = 請求金額

円 / t × t = 円

機 械 機 能 現 況 確 認 書

機 械 名	型 式	管 理 番 号	登 録 番 号	確 認 年 月 日
ホイールローダ 0.46m ³	日立建機 ZW30L	S65-08219	北上市<802	
確 認 の 場 所	第二浄水場	業 務 名	第二浄水場汚泥運搬業務委託	
項 目		状 況		備 考
アワーメーターの読み	貸与 返却 時			
外観	破損等の有無			
原動機	エンジン、排気管			
動力伝動装置	クラッチトルコン、 変速機減速機等			
走行装置	タイヤ、ブレーキ等			
電気装置	ライト、警報			
作業装置	バケット等			
発注者	主任監督員		監督員	
受注者	管理責任者		運転者	

提出書類

	項 目	部数	備 考
契約後	主任技術者通知書	1	契約締結後7日以内 経歴書含む
	業務実施計画書	1	契約締結後14日以内
業務前	機械機能現況確認書	1	
業 務 中	打合せ議事録	2	必要の都度、1部返却用
完 了 時	業務完了報告書	1	各月の業務を完了後に速やかに
	汚泥運搬量報告書 (計量伝票の写しを添付すること)	1	"
	業務写真	1	運搬前、積込状況、荷降ろし、ホイールローダ清掃状況等
	機械機能現況確認書	1	業務期間における最終業務後
そ の 他			
備 考			